

年金

所得が一定以下の年金生活者を支援

公的年金などの収入やその他の所得額が、一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして年金生活者支援給付金を支給します。

対象者

- 老齢基礎年金を受給している方で次の要件を全て満たす方
- ・65歳以上
- ・同一世帯の全員が市町村民税非課税
- ・前年の年金収入額とその他の所得額の合計がおよそ88万円以下

● 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で、前年の所得

額がおよそ47.2万円以下の方

請求手続き

- 新たに本支援給付金を受ける方
対象者には、日本年金機構からお知らせを順次送付します。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し、郵送して下さい。
- 年金の受給が始まる方
年金の請求手続きと併せて手続きをしてください。

- すでに本支援給付金を受けている方
対象要件を全て満たす場合、2年目以降は原則不要です。

給付金専用ダイヤル

☎0570・05・4092



▲ホームページはこちら

お知らせ

9月の市政懇談会を開催

市政懇談会を次の日程で開催します。開催地区の住民は、傍聴することができます(傍聴者は発言できません)。

日時	地区	場所
9月13日(金)午後7時30分～ 9月18日(水)午後7時30分～	三木南 □吉川	三木南交流センター □吉川町公民館

問(市)市民協働課 市民交流係

救急

9月9日は救急の日

9月9日は、「救急の日」で、この日を含む1週間は「救急医療週間」(9月8日(日)～14日(土))です。

救急医療および救急業務に対する市民の正しい理解と認識を深めるとともに、救急医療関係者の意識の高揚を図ります。

▼救急車の適正利用について

令和5年中の救急出動件数は4,420件で、市民約17人に1人が救急車を利用したことになりました。
119番通報があれば、現場から近い消防署から救急車が出動しますが、出動が重なる現場から離れた消防署から救急車で向かうことになり、救えるはずの尊い命が救えなくなる可能性があります。

緊急性がなく自分で病院に行ける場合は、救急車以外の交通機関などの利用をお願いします。

ただし、胸が激しく痛む、突然の激しい頭痛、意識状態が悪いなどの



場合は、迷わず119番通報をしてください。

●救急車を呼ぶか判断に迷ったときは？

- ▼三木市健康医療相談ダイヤル
☎0120・682・086
24時間年中無休で医師や看護師などに、健康や医療に関する相談ができます。

- ▼全国版救急受診アプリ「Q助」
症状によって緊急度の判定を支援し、利用できる医療機関や受診手段の情報を提供しています。



▲Q助のダウンロードはこちらから



▼(市)消防本部

☎82・0119

救急病院の紹介を実施しています。

問(市)消防署 救急救助課

☎89・0173

医療

見直しましょう！ 重複・多剤服薬

重複服薬^{※1}や多剤服薬^{※2}が続くと、薬の効能が発揮されないどころか副作用により症状が悪化する恐れがあります。また、薬の量が増えることにより医療費も高くなります。

気付かないうちに重複・多剤服薬になっている場合もありますので、国民健康保険加入者の方で該当する方に、お知らせ通知の送付や、電話・訪問による保健指導を実施します。

医療機関などの受診の際には、「お薬手帳」を医師や薬剤師に提示することで、重複・多剤投薬の防止につながります。また、お薬手帳は1人1冊にまとめることが大切です。

※1 同じ時期に複数の医療機関から同じ効能の薬が重複して処方され、服薬すること。

※2 必要以上に多くの種類の薬が処方され、服薬すること。

▼通知送付時期 9月上旬

▼架電・訪問時期 9月中旬～10月

問(市)医療保険課 国民健康保険係



▲ホームページはこちら

防災

9月1日は防災の日

地震や台風などの災害に対する認識を深め、心構えを育成する目的で、関東大震災が発生した日に由来し、9月1日は「防災の日」と定められています。また、この日を含む1週間は「防災週間」(8月30日(金)～9月5日(木))として、学校や職場、地域などで災害に備えた訓練が行われています。

家庭では、防災について話し合い、わが家の安全対策や、避難方法、緊急連絡手段などを確認しておきましょう。
市では、市民が防災知識を身につけ、

災害時に効果的な活動が行えるよう、消火器取扱い訓練や心肺蘇生法の指導を行っています。詳しくは問い合わせてください。

問(市)消防署 警防課

☎89・0172

交通安全

9月21日～30日 秋の全国交通安全運動を実施

交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底を図ります。

●運動重点

- ・反射材用品などの着用推進や安全な横断方法の実践などによる歩行者の交通事故防止
- ・夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転などの根絶

問(市)生活安全課 生活安全係

・自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



▲ホームページはこちら



行政情報を随時掲載！ぜひご登録ください。

市ではSNSやスマートフォンアプリでイベント、季節の見どころなど旬な情報や防災情報を発信します。以下の2次元コードを読み取りアクセスしてください。



スマートフォンアプリをダウンロードし、お住まいの地域を「兵庫県三木市」に設定するとスマートフォンで広報みきが読めます。

